

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会

原子力科学技術委員会

原子力研究開発・基盤・人材作業部会運営規則

令和3年5月28日

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会

原子力科学技術委員会

原子力研究開発・基盤・人材作業部会決定

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会（以下「作業部会」という。）の議事の手続その他の委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年6月7日政令第279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成29年3月14日科学技術・学術審議会改正）、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則（平成23年2月15日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会改正、平成31年4月17日一部改正）及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則（令和3年5月19日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会改正）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(タスクフォース)

第2条 作業部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、タスクフォースを置くことができる。

- 2 タスクフォースに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、作業部会の主査が指名する。
- 3 タスクフォースにタスクフォースの主査を置き、当該タスクフォースに属する委員等のうちから作業部会の主査の指名する者が、これに当たる。
- 4 タスクフォースの主査は、当該タスクフォースの事務を掌理する。

- 5 タスクフォースの会議は、タスクフォースの主査が招集する。
- 6 タスクフォースの主査は、タスクフォースの会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 タスクフォースの主査に事故があるときは、当該タスクフォースに属する委員等のうちからタスクフォースの主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 タスクフォースの主査は、タスクフォースにおける調査の経過及び結果を作業部会に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの議事の手続その他タスクフォースの運営に関し必要な事項は、主査がタスクフォースに諮って定める。